
令和元年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第2日)

令和元年9月9日 (月曜日)

議事日程 (第2号)

令和元年9月9日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第67号 令和元年度築上町一般会計補正予算 (第3号) について
- 日程第2 認定第1号 平成30年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第2号 平成30年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第3号 平成30年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第4号 平成30年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第5号 平成30年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第6号 平成30年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第7号 平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第8号 平成30年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第9号 平成30年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第68号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第69号 築上町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第70号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第71号 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第72号 築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第73号 築上町公営住宅専用水道設置使用に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第17 議案第74号 築上町椎田駅前コミュニティーパーク条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 議案第75号 消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第79号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第20 議案第80号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第21 議案第81号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第22 議案第82号 人権擁護委員の推薦について
(追加分)
- 日程第23 意見書第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)について
- 日程第24 発議第7号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議(案)について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第67号 令和元年度築上町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第2 認定第1号 平成30年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第2号 平成30年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第3号 平成30年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第4号 平成30年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第5号 平成30年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第6号 平成30年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第7号 平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第8号 平成30年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第9号 平成30年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第68号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第69号 築上町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第70号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第71号 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第15 議案第72号 築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第73号 築上町公営住宅専用水道設置使用に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第17 議案第74号 築上町椎田駅前コミュニティーパーク条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第75号 消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第79号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第20 議案第80号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第21 議案第81号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第22 議案第82号 人権擁護委員の推薦について
(追加分)
- 日程第23 意見書第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)について
- 日程第24 発議第7号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議(案)について

出席議員(14名)

1番 吉原 秀樹君	2番 江本 守君
3番 池永 巖君	4番 鞆野 希昭君
5番 工藤 久司君	6番 北代 恵君
7番 宗 晶子君	8番 丸山 年弘君
9番 信田 博見君	10番 田原 宗憲君
11番 塩田 文男君	12番 武道 修司君
13番 池亀 豊君	14番 田村 兼光君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君 総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	新川 久三君	副町長	……………	八野 紘海君
教育長職務代理者	……………	中村ひろ子君			
会計管理者兼会計課長	……………				永野 賀子君
総務課長	……………	元島 信一君	財政課長	……………	椎野 満博君
企画振興課長	……………	種子 祐彦君	人権課長	……………	神崎 博子君
税務課長	……………	今富 義昭君	住民課長	……………	吉川 千保君
福祉課長	……………	首藤 裕幸君	産業課長	……………	鍛冶 孝広君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	竹本 信力君
上下水道課長	……………	福田 記久君	総合管理課長	……………	石井 紫君
環境課長	……………	武道 博君	学校教育課長	……………	野正 修司君
生涯学習課長	……………	古市 照雄君	監査事務局長	……………	横内 秀樹君

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第67号

○議長（武道 修司君） 日程第1、議案第67号令和元年度築上町一般会計補正予算（第3号）
についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。ありませんか。ないです。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第67号は、厚生文教、総務産業建設、それぞれの常任委員会に付託いたします。

日程第2. 認定第1号

○議長（武道 修司君） 日程第2、認定第1号平成30年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定
についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） お伺いしたい点が3点ほどございます。4点です。済みません。

主要な施策の成果とその予算執行の実績の81ページからご覧いただきたい。

81ページの2款1項6目ふるさと納税の業績がかなりアップしたということで、大変すばらしいことだと思いますけれども、人気商品と、どういった方が納税、どのエリアの方が納税しているのか、わかったら教えてください。

そして、同じく81ページの2款1項6目です。上城井ふれあい協議会のフットパスというのが頑張っておられるようなんですけれども、どのような事業なのか、御回答ください。

95ページ、95ページの6款1項5目です。失礼しました。6款1項3目です。鳥獣被害防止総合対策事業で、イノシシ捕獲に対して、報償金を出されていると思います、これに関連しまして、干拓地内の処理場があります。捕獲される、どれぐらいの、捕獲されるイノシシのどれぐらいの量があそこで処理されているのかがわかたら教えていただきたいと思います。あれも、干拓地、地元で申し訳ないのですが、あと1年ぐらいで、たしか、撤去という約束がありますので、それも、今後どのように考えていらっしゃるのか、たしか、信田議員も質問されていたと思いますけれどももう一度、御説明をお願いいたします。

105ページ、8款4項1目都市計画総務費で、椎田駅前用地購入と椎田駅前移転補償を頑張ってお進めくださっていると思うんですね、現在の改修の進捗状況等を御回答いただければと思います。

済みません、以上、4点。

○議長（武道 修司君） 種子企画振興課長。

○企画振興課長（種子 祐彦君） 企画振興課の種子でございます。

ただいま御質問に上がりました2点につきまして御回答させていただきたいと思います。

まず、1点目、ふるさと納税に関してでございますが、今回30年度、3,100件の金額で4,249万円となっております。今、御質問いただいた、どなたが、どういったところの年代の方がということについてでございますが、大変申しわけありません。現状、今、集計でそこの辺のリストをつくる予定にしております。ただ、今年度の今までの実績を見ますと、昨年度、納税いただいた方が、また納税いただいているというのは見えております。多分、前回、ふるさと納税についての商品展開として、地場産品の物を積極的にPRしていった点が功を奏しているんじゃないかと思われま。

次の御質問のフットパスの事業内容についてですが、フットパスというのは、わかりやすく言いますとウォーキング、オルグというのを展開している自治体もあると思います。フットパスというのが、オルグと似たような内容になっておりますが、大きな違いとしては、移動する時間、同じ距離を歩くにも、オルグの目安として、半分、倍の時間をかけて、ゆっくり、その地域を回って、自然、その地域のそのままを体験していただくという事業になっている。現在、北九州市

立大学のほうと地元のほうが提携いたしまして、現在、モニター構想に、構想（ ）確定している段階でございます。今後、コースの内容をきちんと詰めて、コース図作成し、体験会なんかを開催していく予定になっていると聞いております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 鍛冶産業課長。

○産業課長（**鍛冶 孝広君**） 産業課、鍛冶でございます。

御質問の6款1項3目の鳥獣被害防止総合対策事業の関連でございますが、今、昨年度の駆除の実績といたしましては、イノシシ、鹿の大型鳥獣につきましては、約1,000頭駆除をしております。そのうち、干拓の解体所で解体をしたのが、済みません、ちょっと資料が手元にないんですが、恐らく150頭程度だったというふうに記憶をしております。

それから、解体所につきましては、前回の一般質問でも御質問いただきましたが、今、有害鳥獣駆除対策協議会と今後の方針について、どうするかということで、協議をやっていただいているところでございます。いずれにしても、来年末までという期限がございますので、早急に結論を出して対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 竹本都市政策課長。

○都市政策課長（**竹本 信力君**） おはようございます。都市政策課、竹本でございます。

ただいまの御質問でございますが、都市計画総合費に関する事で、現在の駅前広場周辺整備事業に関する進捗状況を聞きたいということでよろしいでしょうか。

ただいま駅前広場につきましては、駅前広場の整備の設計工事に入る準備と、あと、現在、駐輪場の移設をやっているところでございます。御存じのとおり、駅前には、今までシンボルタワーが立っていたと思うんです。それを撤去しまして、現在ある西校側のほうの駐輪場をシンボルタワー側のほうに、東側のほうに移設をするということで、台数につきましても、100台あったところが足りないということで、今回60台、ぎりぎりですが、増設をしまして、160台とめられるような計画で、現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） よろしいですか。宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） 御回答ありがとうございます。

ふるさと納税のほうで、人気商品もということで考えると、やっぱり、業績アップした原因とか、は、何か、教えていただければありがたいと思います。

そして、フットパスのほうは、何年計画ぐらい、何年計画、どれぐらいの期間をかけて、今何うと途中までだったみたいなので、今年度もその事業を続けているのかどうか、どれぐらいの計

画なのか、どれぐらいの期間の計画なのか、御回答ください。大変いい事業だと思います。

イノシシのほうの解体所です。やっぱり、早目に進めないと、150頭って10%、15%解体してくださっているということは、大変役に立っている施設だと思うんです。地元としても、協議が今後どうなるかというのがすごく気になっていると思います。これ、すごく、しっかり頑丈に建てられていると思うんで、さら地に返してしまうには、さら地にして町に返すという約束みたいなんですけども、やっぱり、もったいないかと、しっかりと協議をお願いしますということで、これは質問じゃなくてお願いです。企画振興課長、2点の件だけ御回答をお願いします。

○議長（武道 修司君） 種子企画振興課長。

○企画振興課長（種子 祐彦君） 企画振興課、種子でございます。

ただいまの御質問のふるさと納税のどういった品目がかなり好評であるかという点についてですが、年によってかなり違いはありますが、昨年度は生もち、いちご、あとスイートコーンとお米、やはり農産品、手作りのものというのがかなり引き合いに出しております。また、継続的に出ているドレッシング系統とか、そういった加工商品も出しております。28、29、30とこうふえていった点につきましては、まずクレジットカード決済を導入したという点が1点。あと、こういったふるさと納税のサイトを活用いたしまして、その時々、例えば、春先であればスイートコーン、冬場であれば生もちというような形での特集を組んでいただくことをしまして、伸びたものと考えております。

次に、フットパスの事業につきましてですが、実際のところ昨年度から実施しております。30年度、令和元年度、一応予定としては令和2年度にはある程度形として外部に発信できるようなものを検討していると伺っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） よろしいですか。ほかにございませんか。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 何点かというか、財政的なことでちょっとお聞きいたします。現在払っている起債が大体幾らなのか。で、これからいろんな庁舎の建設、学校等々、現在据え置きになっている中学校、また保育園等の起債の償還が始まったときに、大体ピークは何年で、大体どれぐらいの金額を予想するのかをお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

起債の償還に関する御質問でございますけども、平成30年度の償還額は元金で9億8,180万円強となっております。こちらにつきましては、昨年度に若干起債額支払いが減っているところがございますけれども、今後につきましては、昨年度実施しました有機液肥製造施設、保育園、中学校の、今元金のほうが据え置きになっておりますので、あと3年ほどでふえる

というふうな形になっております。この分につきましては、事業費のほうが合計で30億ぐらいでしたですかね。過疎債と元利償還金のほうを充当しておりますので、この分が現在よりは2億ないし3億はふえると考えております。

今後につきましても、償還が終わる事業もございまして、過疎債につきましてもはかり償還のほうが早くきておるといふことでもございまして、償還が終わるころ合いで、また次の元金がふえるというふうな形になると考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 今年度で9億弱が償還として支払われている。これがやっぱりふえていくという今傾向だと思うんですね。庁舎を建設すれば当然ふえていく。で、例えば起債の償還が終わったとしても、やはりそれ以上の大型の事業がふえればふえていくと思うんですね。この辺りはしっかりとらみながらやっていただきたいなという思いがあります。

審査意見書の最後の結びの監査員のこの中でちょっと触れたいところがあります。経常収支比率が3.8ポイント悪化とある。実質公債費比率も0.1ポイント悪化したのにもかかわらず、将来負担比率が38.7ポイント改善、どうも納得できないんです。確かに、前年度よりも借金は若干減ってますし、資金もふえているけども、この将来負担比率で各市町村のを見ても、この項目にパーセンテージが記載されている市町村って県下でもそんなにないんですね。この近隣では確かになかった。それが上がっているのに、将来負担比率が下がるって、これどういう計算なのか、ちょっと不思議なんです。難しい計算、これが合ってるなら合ってるでいいんですよ。でも、どうも普通常識で考えたらおかしいだろうということなんで、もしこれは総務委員会でいいでしょうけど。もし課長、答えられるのであれば、答えていただきたいし。数字のからくりと言うか計算方式が昨年と去年で変わったのであればそれでも構わない。この辺の回答、ちょっとお願いします。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

将来負担比率の改善についてでございますけども、将来負担比率の改善につきましては30年度で公共施設基金等積立を行いまして、この基金が将来の償還等に充当できるというような金額になっております。それと、なおかつ合併特例債、過疎債等の償還につきましては交付税措置がございまして、以前よりも交付税措置が算入される起債のほうが多くなっておるといふようなことがありますので、この分が改善という数値となっております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 数字は、間違いはないんでしょうけど、将来負担比率という数字は非常にこの項目として、できれば改善する方向にどんどんいっていただきたいんです。将来住む人はこれだけの負担をするパーセンテージがあるという数字です。本当にこういうのでこの町に定住するのだろうか、定住してくれるのだろうか、なんとなく不安なところがありますので、そこら辺は改善をどんどんしていただきたいし、最後にもいろんな、最後の下の5行ですかね、6行に書いてあるとおりでと思うんですね。単年度は黒字というような表現をしますけど、現実そうじゃないだろうと。たった115億しかない、町の税収から、職員の給料、借金を返す、それで終わりますよ。交付税とかいろんな補助金等々基金で補うんでしょうけど、やはりそういう部分というのも少しずつ改善できるようにこういうことをぜひ計画段階でやっていただきたいなと。終わります。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第1号は厚生文教、総務産業建設それぞれの常任委員会に付託をいたします。

日程第3. 認定第2号

○議長（武道 修司君） 日程第3、認定第2号平成30年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第2号は厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第4. 認定第3号

○議長（武道 修司君） 日程第4、認定第3号平成30年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ありませんね。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第3号は厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第5. 認定第4号

○議長（武道 修司君） 日程第5、認定第4号平成30年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） こちらの事業なんですけど、過去3年ぐらいまでしか遡って調べませんでした。それ以前の資料を確認しなかったんですが、ずっと5万円の前年度繰越金と一緒にではないですね。全く回収がなされていない状況だと聞いておまして、対しまして住宅新築資金等は所管なのでできないのですけれど、こちらが4億5,000万円の滞納繰越金に対して、大体毎年2,000万円以上の貸し付けがなされております。

これは、本当説明がありましたとおり、担当者が努力した成果ということでしょうけれども、椎田駅前活性化促進事業特別会計の回収の担当者というのは存在するのか、しないのかを聞きたいのと、あとは審査意見書で、法的措置を含めて、なお一層の努力等の監査御意見をいただいています。この法的措置というのがどういうものか、担当課より御説明をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

特別会計の担当課は、産業課の商工係が担当しております。

申しわけございません。それと、あと質問が先ほどちょっと聞き取りにくかったんですが、済みません、もう一度、お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 町長。

○町長（新川 久三君） この会計、ほとんど回収不能という状況でございます。1名は破産をして、現在、保証人の方に請求をしているけど、これもどうなるかはちょっとわかりませんので、最終的には、もう一名は保証人が亡くなっていて、1回、保証人が100万円入れてくれたんですけど、その後はナシのつぶてになっているけど、その保証人が亡くなっておることと、2名の方が当町は債権者として今抱えておりますけれども、ほとんど回収不能というのが現状でございますので、法的という形になれば、保証人に対して請求していくと、これも裁判でという形になるかと、以上、そういう状況です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 現状の説明ありがとうございます。本当に回収不能なのに担当者がいるというのは、担当者もつらいでしょうし、回収が不能というふうにごとでおっしゃるのであれば、裁判を起こして、きちんと整理する必要があるのではないかと思います。

4年間やっていただいて、ずっと同じ状況が続いているのでは、町としてもこの仕事に対しての時間もかかるわけですので、早急な法的措置を求めたいと思います。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第4号は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第6. 認定第5号

○議長（武道 修司君） 日程第6、認定第5号平成30年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第5号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第7. 認定第6号

○議長（武道 修司君） 日程第7、認定第6号平成30年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第6号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第8. 認定第7号

○議長（武道 修司君） 日程第8、認定第7号平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第7号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第9. 認定第8号

○議長（武道 修司君） 日程第9、認定第8号平成30年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第8号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第10. 認定第9号

○議長（武道 修司君） 日程第10、認定第9号平成30年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第9号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第11. 議案第68号

○議長（武道 修司君） 日程第11、議案第68号築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第68号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第12. 議案第69号

○議長（武道 修司君） 日程第12、議案第69号築上町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第69号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第13. 議案第70号

○議長（武道 修司君） 日程第13、議案第70号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第70号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第14. 議案第71号

○議長（武道 修司君） 日程第14、議案第71号築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第71号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第15. 議案第72号

○議長（武道 修司君） 日程第15、議案第72号築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第72号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第16. 議案第73号

○議長（武道 修司君） 日程第16、議案第73号築上町公営住宅専用水道設置使用に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第73号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第17. 議案第74号

○議長（武道 修司君） 日程第17、議案第74号築上町椎田駅前コミュニティーパーク条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第74号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第18. 議案第75号

○議長（武道 修司君） 日程第18、議案第75号消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第75号は、厚生文教、総務産業建設、それぞれの常任委員会に付託します。

お諮りします。日程第19、議案第79号人権擁護委員の推薦についてから、日程第22、議案第82号人権擁護委員の推薦についてまでを、会議規則第39条2項の規定により、委員会付託を省略し、本日、採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号から議案第82号までは委員会付託を省略し、本日、採決することに決定をいたしました。

日程第19. 議案第79号

○議長（武道 修司君） 日程第19、議案第79号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

本案は、人権擁護委員に白川恵美子氏を推薦することについて、議会の意見を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で、適任、不適任を決定したいと思います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（武道 修司君） ただいまの出席議員は14名です。

2番、江本守議員については、代理投票の申し出がありましたので、本日の投票につきましてはそれを許可いたします。事務局2名で代理投票を行います。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、本日提案の議案第79号から議案第82号の立会人に、

4番、鞆野希昭議員、5番、工藤久司議員を指名いたします。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（武道 修司君） 念のために申し上げます。投票は無記名投票とします。推薦に適任とする方は適任に丸印を、不適任とする方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白紙は不適任とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（武道 修司君） それでは、記入をしてください。

記入が終わりましたら、順次投票をしてください。配付漏れがあれば教えてください。

〔議員投票〕

○議長（武道 修司君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで投票を終わります。

それでは、開票を行います。

立会人の方はお願いをいたします。

〔開票〕

○議長（武道 修司君） それでは、投票結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票、有効投票のうち、適任13票、不適任ゼロ票、したがって、議案第79号の人権擁護委員に白川恵美子氏を任命することについては、適任とすることに決定をしました。

日程第20、議案第80号

○議長（武道 修司君） 日程第20、議案第80号人権擁護員の推薦についてを議題といたします。

本案は、人権擁護委員に久保孝吉氏を推薦することについて議会の意見を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で適任、不適任を決定したいと思います。ただいまの出席議員は14名です。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（武道 修司君） 念のために申し上げます。投票は無記名投票とします。推薦に適任とする方は適任に丸印を、不適任とする方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判明しがた

いもの、あるいは白紙は不適任とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（武道 修司君） 配付漏れはありませんか。

それでは、記入をしてください。記入が終わりましたら、順次投票をしてください。

〔議員投票〕

○議長（武道 修司君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで投票を終わります。

それでは、開票を行います。

立会人の方はお願いをいたします。

〔開票〕

○議長（武道 修司君） それでは、投票結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票、有効投票のうち、適任が13票、不適任ゼロ票、したがって、議案第80号の人権擁護委員に久保孝吉氏を推薦することについて適任とすることに決定をいたしました。

日程第21. 議案第81号

○議長（武道 修司君） 日程第21、議案第81号人権擁護員の推薦についてを議題といたします。

本案は、人権擁護委員に中村雅輝氏を推薦することについて議会の意見を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で適任、不適任を決定したいと思います。ただいまの出席議員は14名です。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（武道 修司君） 念のために申し上げます。投票は無記名投票とします。推薦に適任とする方は適任に丸印を、不適任とする方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白紙は不適任とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（武道 修司君） 配付漏れはありませんね。

それでは、記入をしてください。記入が終わりましたら、順次投票をしてください。

〔議員投票〕

○議長（武道 修司君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで投票を終わります。

それでは、開票を行います。

立会議員の方はお願いをいたします。

〔開票〕

○議長（武道 修司君） それでは、投票結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票、有効投票のうち、適任が13票、不適任ゼロ票、したがって、議案第81号の人権擁護委員に中村雅輝氏を推薦することについては、適任とすることに決定をいたしました。

日程第22. 議案第82号

○議長（武道 修司君） 次に、日程第22、議案第82号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

本案は、人権擁護委員に安田美鈴氏を推薦することについて、議会の意見を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で適任、不適任を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（武道 修司君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。推薦に適任とする方は適任に丸印を、不適任とする方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白紙は不適任とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（武道 修司君） 配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） それでは、記入をしてください。記入が終わりましたら、順次投票をしてください。

〔議員投票〕

○議長（武道 修司君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方はお願いをいたします。

〔開票〕

○議長（**武道 修司君**） 投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票数13票、無効投票数ゼロ票、有効投票のうち適任13票、不適任ゼロ票。したがって、議案第82号の人権擁護委員に安田美鈴氏を推薦することについて、適任とすることに決定をいたしました。

議場の出入り口を開けてください。

〔議場開鎖〕

日程第23. 意見書第1号

日程第24. 発議第7号

○議長（**武道 修司君**） ここで、追加議案です。

お諮りします。日程第23、意見書第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）についてから日程第24、発議第7号天皇陛下御即位奉祝賀詞決議（案）についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、意見書第1号から発議第7号までを一括議題といたします。

職員の朗読について、提案理由の説明を求めます。西田議会事務局長。

○事務局長（**西田 哲幸君**） **意見書第1号**新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）について、上記の意見書（案）を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

発議第7号天皇陛下御即位奉祝賀詞決議（案）について、上記の決議（案）を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和元年9月9日、提出者、築上町議会議員塩田文男。賛成者、築上町議会議員田村兼光。築上町議会議長武道修司様。

○議長（**武道 修司君**） 塩田議会運営委員長の説明を求めます。塩田委員長。

○議会運営委員長（**塩田 文男君**） 意見書第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益性機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進

することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものである。

発議第7号天皇陛下御即位奉祝賀詞決議（案）について、本年、4月30日、上皇陛下が202年ぶりに譲位され、翌5月1日に新帝陛下が即位され、令和の御代が始まりました。

今回、令和元年10月22日の即位礼正殿の儀に当たり、築上町議会が築上町町民を代表としてお祝いの決議をあらわすものであります。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） お諮りします。日程第23、意見書第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）についてから、日程第24、発議第7号天皇陛下御即位奉祝賀詞決議（案）についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、最終日に採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、意見書第1号から発議第7号までを委員会付託を省略し、最終日に採決することに決定をいたしました。

これで、議案質疑及び委員会付託を終了いたします。

なお、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、あすの正午までに事務局に所定の様式で申し出をしてください。

○議長（**武道 修司君**） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これで散会をいたします。お疲れさまでした。

午前10時47分散会
